

御嵩町町制施行70周年記念町民企画応援活動等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体が御嵩町町制施行70周年（以下「70周年」という。）を記念して自ら企画し、及び実施する事業に要する経費に対し、御嵩町町制施行70周年記念町民企画応援活動等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、御嵩町補助金交付規則（平成5年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 5人以上で構成する団体で、御嵩町内に在住し、在学し、又は在勤する者が半数を超えて構成されていること。
- (2) 政治、宗教等を目的とする団体でないこと。
- (3) 事業に係る収支帳簿及び証拠書類を整備し、これらの書類を5年間保存できること。
- (4) その他助成を行うことが不相当と認められる団体でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、規則第5条の2第1項各号のいずれかに該当すると認められる団体は、対象としないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、すでに補助金の交付決定を受けた団体は、補助の対象としない。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 70周年を記念して新たに実施する事業又は既存事業のうち、70周年に相応しい付加価値を加えた事業（第5条において「拡充事業」という。）
- (2) 町内で実施される事業
- (3) 実施主体が団体で自らが企画し、運営し、及び実施する事業（町との共催など町が関与するものを含む。）
- (4) 誰でも参加でき、多くの参加者があり、賑わいが見込まれる事業
- (5) 令和8年2月28日までに実施し、完了する事業

2 前項の規定にかかわらず、すでに交付決定を受けた事業と類似する場合は、補助の対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 団体の日常的な運営費
- (2) 他の目的に転用できる備品購入費
- (3) 慰労又は懇親を目的とする食糧費
- (4) 団体の構成員に対する謝礼等人件費及び旅費
- (5) 宗教性若しくは信仰の対象となる物又は行為に係る経費

(6) 領収書等により団体が支払ったことを明確にすることができない経費

(7) その他町長が不相当と認める経費

2 補助対象事業のうち、既存事業の場合は、70周年を記念して拡充された事業に要する経費のみを対象とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

(1) 補助対象経費が20万円以下のもの 補助対象経費の合計額に10分の10を乗じて得た額

(2) 補助対象経費が20万円を超えるもの 補助対象経費の合計額のうち、20万円を超える部分の額に3分の2を乗じて得た額に20万円を加えた額。ただし、新規事業にあつては70万円、拡充事業にあつては100万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、御嵩町町制施行70周年記念町民企画応援活動等補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 御嵩町町制施行70周年記念町民企画応援活動等補助金事業計画書（別記様式第2号）

(2) 御嵩町町制施行70周年記念町民企画応援活動等補助金収支予算書（別記様式第3号）

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があつた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、御嵩町町制施行70周年記念町民企画応援活動等補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、申請団体に通知するものとする。

2 町長は、前項の補助金の交付の決定に条件を付することができる。

(補助対象事業の変更等)

第8条 前条の規定による通知を受けた団体（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、御嵩町町制施行70周年記念町民企画応援活動等補助金変更等承認申請書（別記様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の変更等)

第9条 町長は、前条の規定による変更承認申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、御嵩町町制施行70周年記念町民企画応援活動等補助金変更等承認通知書（別記様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から30日以内又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の3月15日のいずれか早い期日までに、御嵩町町制施行70周年記念町民企画応援活動等補助金実績報告書（別記様式第7号）に次

に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業に要した費用が確認できる領収書
 - (2) 実績の分かる写真
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、御嵩町町制施行70周年記念町民企画応援活動等補助金額確定通知書（別記様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による額の確定通知を受けた交付決定者は、御嵩町町制施行70周年記念町民企画応援活動等補助金交付請求書（別記様式第9号）により町長に補助金を請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した当該補助金がある場合は、その返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 第2条に掲げる団体に該当しなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が補助金の使用を不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、御嵩町町制施行70周年記念町民企画応援活動等補助金交付取消通知書（別記様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

3 前項の規定による取消通知書を受け補助金を受領した交付決定者は、取消しを受けた日から60日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の整備)

第14条 交付決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付のあった年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この訓令の施行に関し、事業の実施に必要な準備行為は、この訓令の施行の前であっても行うことができる。

(この訓令の失効)

3 この訓令は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。